

月刊エフアンドパートナーズ vol.7

【財産管理業務】



竹笹の色とりどりの七夕飾りに、夏の訪れを感じる季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

今回は、**財産管理業務** についてです。

ご相続が発生すると被相続人の財産につき、相続人全員で遺産分割協議をおこなわなければなりません。（遺言書のある場合を除きます。）
しかしながら、昨今、各家庭のご事情により、『相続人同士で話し合いをする時に、専門家の公平なアドバイスが欲しい』といった事例が増えております。
こんな時、司法書士で対応することが可能です！

財産管理業務って何？

財産管理業務には様々な業務がありますが、遺産分割を例にあげますと、司法書士が相続人全員から委託を受け、公平・中立な立場でアドバイスをおこなう業務です。
法令上、このような業務をおこなうことができるのは、司法書士と弁護士に限られます。

財産管理業務が役立つ具体的事例

【事例1】 相続人同士で話をする時に専門家に助言をして欲しい。

【事例2】 異父・異母兄弟等、自分の知らない相続人が発覚し、どうやって連絡をとって良いか分からない。

※どちらも遺産分割協議の場合を想定しています

上記のような事例は、いずれも紛争性がある場合を除き、財産管理業務として司法書士で受任することが可能です。

詳しくは当社の無料相談会をご利用下さい！！



F&Partners 司法書士法人

- ・京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 623
- ・滋賀県草津市大路 1 丁目 1 番 1 号
- ・大阪府中央区本町 1 丁目 1 番 1 号

お問い合わせはこちらまで

0120-356-652

<http://www.souzokuigon.jp>